第三種郵便物認可　令和８年10月６日（火曜日増刊）

令和八年十月六日　ＡＪＵ通巻一五八三四号　昭和五十四年八月一日第三種郵便物認可（毎週火曜日発行）

ＡＪＵ　みずほ

NPO 法人高次脳機能障害友の会みずほ
会報　第９９号



会員の　大藪　尚史さんの作品

目次

■「絵に描いた餅」にしない　P2～3
■ あいち高次脳機能障害リハビリテーション講習会ご案内　P3
■ 働くなかまの集い　P4
■ 若い失語症者のつどい　P5
■ キッズプラス　P6～7
■ 企画グループ　ミラクル＆レディース　P8
■ リハセン入居者家族相談会　P9
■ サマーワークショップを開催しました
サマーワークショップ（若者の集い）にお手伝い参加　P10～11
■ 地区会　P12～13
■ ワークハウスみかんやま　P14～15
■ 入会の案内など　P16

「絵に描いた餅」にしない

名古屋市障害企画部からの要請で、今年の5月から障害者施策推進協議会と障害福祉計画・障害児福祉計画専門部会に参加しています。障害者施策推進協議会は、名古屋市の障害者基本計画の調査・審議を、障害福祉計画・障害児福祉計画専門部会はその名の通り、各々の計画の調査・審議を行う会です。

障害者基本計画は障害者基本法に基づき、各都道府県及び政令指定都市が策定することになっており、計画期間は6年で名古屋市は現在第5次の計画期間に当たり、今年度中間見直しを行っています。また**障害福祉計画**は障害者支援法を、障害児福祉計画は児童福祉法を根拠法令としており、こちらも各都道府県及び政令指定都市が策定することになっており、期間は各々3年、名古屋市は来年度よりそれぞれ第8期、第4期の計画期間が始まるため現在新計画を策定中です。あまり聞きなれない計画かもしれませんが（私もそうでした）・・・

【　各計画の構成　】

「障害者基本計画」の計画

第1章「目標とする地域社会」、第2章「目標とする地域社会を実現するための施策展開における視点」、第3章「重点的に取り組むべき施策」、第4章「分野別施策の基本的方向」

障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章基本理念、第2章障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方、第3章障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方、第4章成果目標、第5章活動指標等

今回の基本計画の見直し、福祉計画の改訂において、高次脳機能障害に関して、基本計画の第4章分野別施策の基本的動向の1相談支援体制の充実という項目に、「高次脳機能障害者支援法に基づき総合リハビリテーションセンター内に設置した高次脳機能障害者支援センターにおいて専門的支援を実施する」と記載されました。また障害福祉計画・障害児福祉計画の第2章障害サービス等の提供体制に関する基本的な考え方5に「高次脳機能障害者に対する支援」が、第5章活動指標等の第6として「高次脳機能障害者に対する支援」が新たに設けられています。

このように行政府の計画文書に高次脳機能障害を記載していただけるようになってきたは、

支援法成立・施行の効果だと感慨深く受け止めております。愛知県の障害福祉課に確認したところ、県の計画（愛知県では**『あいち障害者福祉プラン』**という名称になっている）にも、名古屋市と同様の記述がされるとのことです。

一方でお恥ずかしいことですが、今回初めて名古屋市の障害者に係る計画を熟読しましたが、計画はどれもこれも素晴らしく、これらの計画が実現していれば、高次脳機能障害者支援法も不要であったのではと思える内容でした。このことから言えるのは、計画に織り込まれたことに満足せず、計画を実現させるための継続的取り組みがいかに重要かということだと思います。支援法も県・市の障害者計画も「絵に描いた餅」で終わらせることのないよう、それらの実現に向けた活動をみずほとして行っていきたいと思います。

（理事長　長谷川　潤）

あいち高次脳機能障害
リハビリテーション講習会

今年度は、世田谷公園前クリニック名誉院長、日本脳損傷者ケアリング・コミュニティー学会代表理事の長谷川 幹氏をお招きして開催されます。

第1部の基調講演では、「当事者の主体性、生きがいのある地域生活を実現するためには」と題してお話いただきます。第2部は、「わたしの楽しみ！」と題して、高次脳機能障害を持つお二人の体験発表を行います。第1部の講演に引き続き、「自分らしく地域で生きていく」をテーマにお話しいただく予定です。



【開催日時】 2026年11月21日（土） 13:00～16:00
【会　　場】 ウィルあいち ３階大会議室

みなさんにとても関心の深いテーマだと思いますので、ぜひご参加ください。

※　同封のチラシをご覧ください
※　会場に会員さんたちの手作り作品などを紹介するコーナーも設けます。